

【あおぞら団地購入特典3】

町内建築業者住宅建築補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、あおぞら団地（以下「団地」という。）への入居促進と、町内建築業者等の地場産業の振興を図るため、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、町内建築業者住宅建築補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「世帯」とは、分譲地1区画内に定住する者全員のことをいう。

2 この要綱において「新築」とは、新たな住宅の建築工事をいう。

(補助金交付要件)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 住宅の建築工事を町内の建築業者により施工すること。
- (2) 令和7年3月31日までに団地に入居した世帯であること。
- (3) 税金の滞納がないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、新築住宅1戸につき100万円とする。ただし、補助金の交付は一世帯あたり1回限りとする。

2 本事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事業との併用申請は認めるものとする。

- (1) 大江町住宅建築奨励事業
- (2) 大江町西山杉材利用促進事業補助金
- (3) 大江町雪から家をまもる事業

(補助金交付の申請)

第5条 第3条の要件を満たす者は、団地に住民票を異動した時点で補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第5条の規定による補助金等交付の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票謄本
- (2) 住宅建築契約書の写し
- (3) 建築工事図面
- (4) 公簿等の閲覧同意書又は納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容等を審査し、適正と認められる場合は補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による実績報告書(様式第3号)に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 完成写真
- (2) 建築工事に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 請求書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取消された交付決定を受けた者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。